

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般競争入札参加停止及び指名  
停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約（以下「請負契約等」という。）の適正かつ円滑な履行を確保するため、神奈川県後期高齢者医療広域連合入札参加資格申請登録要綱第5条の規定により一般競争入札有資格者名簿に登録した者（以下「有資格業者」という。）に対する入札の参加停止及び指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(一般競争参加停止及び指名停止)

第2条 広域連合長は、有資格業者が別表に掲げる停止措置要件に該当する場合は、情状により同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札の参加停止及び指名停止（以下「停止措置」という。）を行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により停止措置を行った場合において、当該有資格業者が現に入札に参加しているときは、当該入札の参加を取り消すものとする。

(下請負人に対する停止措置)

第3条 広域連合長は、前条第1項の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の停止措置の期間の範囲内で情状により期間を定め、停止措置を併せて行うものとする。

(共同企業体、事業協同組合及び協業組合に対する停止措置)

第4条 広域連合長は、第2条第1項の規定により共同企業体、事業協同組合及び協業組合（以下「共同企業体等」という。）について停止措置を行う場合は、当該共同企業体等の有資格業者である構成員（明らかに当該停止措置について、責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体等の停止措置の期間の範囲内で情状により期間を定め、停止措置を併せて行うものとする。

2 広域連合長は、前条又は前項の規定による停止措置に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体等については、当該停止措置の期間の範囲内で情状により期間を定め、停止措置を併せて行うものとする。

(停止措置の期間の特例)

第5条 有資格業者が、1の事案により別表の停止措置要件の2以上に該当する場合は、当該停止措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ停止措置の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間の短期及び長期は、別表各項に定める短期及び長期の2倍の期間とする。

(1) 有資格業者が停止措置の期間の満了前又は満了後1年を経過するまでの間に、別表の停止措置要件に該当することとなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、別表第7項及び第8項の停止措置要件に係る停止措置の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同じ停止措置要件に該当することとなったとき。

3 広域連合長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前2項の規定による停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 広域連合長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 広域連合長は、停止措置の期間中の有資格業者について、新たに特別な事由が明らかとなったとき又は停止措置要件に変更があったときは、停止措置の期間の変更又は停止措置の解除をすることができる。

(停止措置の決定等)

第6条 広域連合長は、第2条又は第3条の規定による停止措置及び第5条の規定による期間の決定について神奈川県後期高齢者医療広域連合契約事務審査委員会要綱に定める神奈川県後期高齢者医療広域連合契約事務審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて停止措置の決定をするものとする。ただし、急を要するものと認められるときは、委員会委員長の意見を聴いて停止措置の決定をするものとする。

(停止措置の通知等)

第7条 広域連合長は、第2条、第3条又は第4条の規定により停止措置をするときは、入札参加停止措置通知書により、第5条第5項の規定により停止措置の期間を変更するときは、入札参加停止措置期間変更通知書により、停止措置の解除をするときは、入札参加停止措置解除通知書により、当該有資格業者に通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により停止措置を通知する場合において、当

該停止措置の事由が本広域連合の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ、改善措置の報告の提出を求めるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 広域連合長は、停止措置期間中の当該有資格業者又は当該有資格業者を含む共同企業体等を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

2 広域連合長は、前項ただし書の規定により随意契約を締結する場合は、委員会の意見を聴いて決定するものとする。

(下請の禁止)

第9条 広域連合長は、停止措置期間中の有資格業者が新たな請負契約等の全部又は一部を下請することを承認しないものとする。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第10条 広域連合長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(事故等の報告)

第11条 有資格業者は、別表に定める停止措置要件に該当すると思われる事由が発生した場合は、速やかに文書により広域連合長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表 （第 2 条関係）

| 停 止 措 置 要 件                                                                                                                                                                                                                                                       | 期 間                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 本広域連合発注の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格登録申請書、その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められた場合</p>                                                                                                                                                    | <p>当該認定をした日から</p> <p>1 月以上 6 月以内</p>                                       |
| <p>(粗雑履行)</p> <p>2 本広域連合と締結した契約（以下「本広域連合契約」という。）において、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 本広域連合契約以外の契約（以下「一般契約」という。）において、過失により履行を粗雑にし、かつ、かしが重大であると認められるとき。</p>                                                                                   | <p>当該認定をした日から</p> <p>1 月以上 6 月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>  |
| <p>(契約違反等)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、本広域連合契約の履行に当たり、契約に違反し契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                                                                                                                                                              | <p>当該認定をした日から</p> <p>1 月以上 6 月以内</p>                                       |
| <p>(契約締結辞退)</p> <p>5 落札者及び落札予定者が契約の締結を辞退又は契約締結者が契約を解除した場合</p> <p>(1) 落札者及び落札予定者が契約の締結を辞退したとき。</p> <p>(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 42 条の規定に基づき契約を解除したとき。</p>                                                                                        | <p>当該認定をした日から</p> <p>2 月以上 1 2 月以内</p> <p>6 月以上 1 2 月以内</p>                |
| <p>(公衆等損害事故)</p> <p>6 契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった場合</p> <p>(1) 本広域連合工事等の施工に関して、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 本広域連合工事等の施工に関して、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>(3) 一般工事等の施工に関して、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>1 月以上 9 月以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p> |

|                                                                                                                                                                                                        |                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 一般工事等の施工に関して、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>                                                                                                                                  | <p>1 月以上 2 月以内</p>                                                      |
| <p>(贈賄)</p> <p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員（常時工事等の請負契約を締結する権限を有する支店又は営業所の代表を含む。）又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され又は訴訟を提起された場合</p> <p>(1) 本広域連合職員に対して行ったとき。</p> <p>(2) 本広域連合以外の公共機関の職員に対して行ったとき。</p>                        | <p>逮捕又は訴訟を知った日から</p> <p>1 2 月以上 2 4 月以内<br/>6 月以上 1 2 月以内</p>           |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独禁法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められた場合</p> <p>(1) 本広域連合に関する事件のとき。</p> <p>(2) 本広域連合以外の公共機関に関する事件のとき。</p> | <p>排除措置命令又は課徴金納付命令が出たことを知った日から</p> <p>6 月以上 1 2 月以内<br/>3 月以上 6 月以内</p> |
| <p>(入札妨害及び談合行為)</p> <p>9 有資格業者が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は訴訟を提起された場合</p> <p>(1) 本広域連合に関する事件のとき。</p> <p>(2) 本広域連合以外の公共機関に関する事件のとき。</p>                                                                      | <p>逮捕又は訴訟を知った日から</p> <p>6 月以上 2 4 月以内<br/>3 月以上 1 2 月以内</p>             |
| <p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 有資格業者が建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められた場合</p>                                                                                                             | <p>当該認定をした日から</p> <p>1 月以上 9 月以内</p>                                    |
| <p>(経営不振)</p> <p>11 銀行取引停止となるなど経営不振に陥り、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>                                                                                                                                    | <p>当該認定をした日から</p> <p>経営状態が安定したと認められるときまで又は裁判所の破産手続開始決定を受けるまで</p>        |
| <p>(暴力的不法行為)</p> <p>12 有資格業者等若しくはその依頼を受けた者が、本広域連合職員に対する暴力的な言動若しくは不正行為への誘導等公序良俗に反する行為など、契約の相手方として不相当</p>                                                                                                | <p>当該認定をした日から</p> <p>2 月以上 6 月以内</p>                                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| であると認められるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                  |
| (不当労働行為)<br>13 労働委員会又は裁判所において、不当労働行為があったと認定され、その効力が確定したとき。                                                                                                                                                                                                                        | 当該認定をした日から<br>1 月以上 3 月以内                        |
| (不正又は不誠実な行為)<br>14 別表各項に掲げるもののほか、本広域連合工事等若しくは一般工事等の施工に関し、又は業務に関し法令に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められる場合<br>(1) 法令等に違反したとき。<br>(2) 前号に掲げるもののほか、有資格業者である個人又はその法人の代表権を有する役員が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により訴訟を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br><br><br>1 月以上 3 月以内<br>1 月以上 9 月以内 |